

2 大石美雪議員

- 1 原子力防災訓練について
- 2 マイナンバー制度への町の対応について
- 3 保育料の軽減こそ少子化対策
- 4 町の義務教育への施策について



1 原子力防災訓練について

私は共産党議員団を代表して、質問をいたします。

平成27年度、北海道原子力防災訓練の事故想定は、泊原発3号機の定格出力運転中に、後志管内で震度6強の地震が発生し、格納容器サンプ水位の上昇から1次冷却材の漏えいと判断しプラント停止操作を開始するが、その操作中に1次冷却材ポンプ故障により原子炉自動停止。何らかの要因により炉心への冷却水の注水機能が喪失し、炉心損傷に至り、放射性物質の放出を確認したとの想定で訓練が行なわれたものです。

しかし、多くの町民や道民が泊原発の再稼働に反対し廃炉を求めています。

使用済み燃料貯蔵ピットには1号機311体、2号機378体、3号機292体、累計で981体の使用済み燃料が貯蔵されているが、北電は「冠水状態を保ち溢水や火災の対策」だけで充分と原子力事業者防災業務計画の安全上重要な構築物、系統又は機器一覧にも入れていない。福島原発事故の教訓は燃料ピットを、堅固な設備によって閉じこめられていないままいわばむき出しに近い状態になっているとその危険性を指摘されています。

こうした貯蔵中の使用済み燃料が、重大事故で放射性物質漏れを起こしたと想定する訓練ではなく、なぜ停止している泊原発3号機が定格出力運転中の重大事故を想定するのですか。

泊原発3号機の再稼働を前提に定格出力運転中の事故を想定したとも考えられ、再稼働反対の住民感情からして到底納得できません。

町としてこの原子力防災訓練に対する基本的な考えと、今回の事故設定に対する考えをお示してください。

物資緊急輸送訓練では、避難指示後もやむをえず屋内退避している社会福祉施設岩内あけぼの学園やコミュニティホーム岩内などの入所者支援のために、物資を緊急輸送する訓練で、自衛隊の装甲車を使い、国道を倶知安町から岩内町のあけぼの学園まで1時間ほどもかかっている輸送訓練です。

今回の訓練の震源地は内陸・黒松内町としており、津波被害は想定されていませんが、国道229号線は避難車両が渋滞したり、地震により国道の機能が保たれるか保障はできません。

装甲車で物資緊急輸送は再検討が必要と思いませんか。

岩内町の避難住民は、倶知安町中央公園に仮設された臨時検査場所で簡易測定

及び簡易除染を行う訓練でした。

岩内町からは、大型バス3台に約150人が乗車し、検査場所に午後1時過ぎに到着しました。

岩内から到着した大型バス3台のうち2台は、被ばくなしの想定で、到着後まもなく広域避難先の札幌市内へ向かい、残り1台の大型バスに乗車していた岩内町民約40人が、自衛隊が設置した臨時の仮設テント内で受付後、簡易放射線量測定とより詳しい線量測定を行い、被ばく者について簡易除染を実施していました。

車については、放射線の溜まりやすい前後のワイパー付近と4本のタイヤの線量を測定し数値を記録していました。

使用されていた測定器は、精度の高いものとのことでしたが、それにしても僅か40人の住民と数台の車の測定とその後の簡易除染などで1時間以上の時間を要しています。

避難車両が増え、岩内町住民全員避難での除染などは時間がますますかかり避難が遅れ、被爆の危険性が一気に増えると思うがどのように考えますか。

また、避難住民の放射線被ばくの測定では、測定する検査技師や簡易除染する医師や看護師の交代要員が必要になるのではないのか。

その要員の確保は保証されているのか。

さらに、今回は屋外に仮設されたテント内での検査や簡易除染でしたが、移動先で待機者などの被ばくを防げるよう屋内での検査体制も考慮すべきではありませんか。

20 μ シーベルトの放射線が測定された設定で、バス避難での住民への安定ヨウ素剤の配布・服用はなぜ訓練の中に取り入れれないのですか。

後志地方の風向きを考えると避難場所は風下に位置し、一刻も早く安定ヨウ素剤の服用が求められているが、OIL2の基準値を超える放射線量が測定されたことにともなう避難訓練でしたが、原発から5キロ圏（PAZ）内の共和町住民の留寿都リゾートへの広域避難の訓練では、大型バス車内での安定ヨウ素剤の緊急配布の訓練が行われました。

しかし、原発から5～30キロ圏内の岩内やニセコ、蘭越、寿都などの住民の避難者には、安定ヨウ素剤の配布も服用訓練の計画もありませんでした。

避難集合場所での安定ヨウ素剤の配布・服用を計画している岩内町は安定ヨウ素剤についてどのように考えているのか。

模擬配布や服用訓練はいつ行うのですか。

東小学校4、5、6年生の屋内退避と研修会で講師は北大助教授で、教室から体育館へ退避後の体育館での研修内容は、放射線を出す身の回りの物について、塩、カンスイ、昆布をあげ、昆布を線量計で測定し放射線が出ていることを観察させ、人体については体重60kgの人では毎秒6,000以上の放射線が出ていると言い、あなたの体からも1秒間に数千の放射線が出ているとスライドで示していました。

さらに、研修終了後、放射線が出ているとわかる展示物を用意し、懐中電灯で照らして目視で確認させていました。

しかし、訓練は屋内退避するほどの放射線量が測定されているはずですが、安定ヨウ素剤の話は全くありません。

OIL2の基準値を超え、放射線量が測定された事による避難訓練ですから、今回UPZ圏自治体は配布する想定でなかったにしても、研修では放射性ヨウ素

の危険性などを話し、研修会内容を改善すべきではありませんか。

また講演では、避難時の注意は、火事の避難と同じで、ハンカチを口に当てて避難をとというものでした。

講師の話だと、放射線は身近にある、人体からも出ている、火事の時のように逃げる時はハンカチで口を押えてというものです。

住民避難では避難時に安定ヨウ素剤を服用することになっているのだから、少なくとも子どもたちが退避した時は安定ヨウ素剤の話や避難時の服装のことなどを学習する必要があるのではありませんか。

町としても研修会で子供たちに緊急時の対応を知らせるべきではないのか。

北大助教授が子ども達と研修するレジメは、いかに身の回りに放射線が沢山あって、その影響は軽微というメッセージを与えたような研修内容で、町としてはその真意をしっかりと確かめるべきではありませんか。

レジメで外部・内部被ばくの低減に「屋内退避時は家の窓を閉めて外気を入れないようにする。北海道の家は気密性が高いので安心。」とありますが、放射性物質除去フィルターなどを備えた放射線防護施設に搬送する訓練で防護施設、共和保健福祉センターやむつみ荘を見学しました。

フィルター交換は10年に一度、2～3億円も投じて建設した施設なのに放射線を放出させた試験操業はできないため、事故時に順調に稼働できるか100%の保障もないと説明。

防護施設でも安心とは言えないのに北海道の家は気密性が高いので安心とはあまりにも安易すぎると思うがいかがですか。

安定ヨウ素剤の投与時期と効果は、放射性ヨウ素にさらされる24時間前で90%以上の抑制効果。放射性ヨウ素を吸入した8時間後40%の抑制効果。放射性ヨウ素を吸入した24時間後7%の抑制効果と一刻も早く服用させることが求められ、福島第一原発事故では発電所から風下側に避難してしまうなどその把握が困難なことから実際の避難では、まず安定ヨウ素剤を服用してから避難を開始することが重要となると日本医師会のガイドラインは指摘。

原子力安全委員会の分科会は「事故後に安定ヨウ素剤を配布する時間はほとんどないと判断した」としています。

原子力規制委員会に防災指針を改定し、5～30キロ圏も安定ヨウ素剤の配布や服用を行うよう改善を求めるべきではありませんか。

2011年3月11日に起きた福島第一原発事故から4年9カ月が立ち、福島県では事故時概ね0歳から18歳までの甲状腺調査を実施しています。

1次検査対象は367,685人で、受診者は81%の300,476人。

そのうち2次検査対象者は2,294人おり、2,018人が受診、2次検査が必要でないと言われた方も含め現在、悪性ないし悪性の疑いが138人になっています。

小児甲状腺がんは100万人に1人から2人とされますが、福島では30万人に138人です。

にもかかわらず福島第一原発事故前に福島全体における甲状腺がんの基礎調査が行われなかったため、比較データがないことを理由に「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と現実を無視した意見が出されています。

岩内町でも事故があれば福島と同じことが起こり得ます。

その際原発事故前の比較データがなければ被爆の影響を迅速に評価できませんし、被爆に対する適切な対策の遅れが懸念されます。

住民の健康管理の一環として18歳までの「甲状腺基礎データ」の作成に取り組む必要があるのではないのか。

検査項目は実際に取り組んでいる、福島県健診の検査内容で行ってはどうですか。

検査実施は隔年で健康診断を実施できるよう、検討すべきではありませんか。
以上、答弁を求めます。

【答 弁】

町 長： 1項めは、貯蔵中の使用済み燃料が重大事故で放射性物質漏れを起こしたと想定する訓練ではなく、なぜ停止している泊原発3号機が定格出力運転中の重大事故を想定するのかについてであります。

原子力防災訓練の事故想定については、原子力災害対策指針に定める緊急事態区分に応じた様々な事故状況への対応や、住民にわかりやすい内容とすることなどを総合的に考慮し、北海道、関係町村、防災関係機関、北海道電力株式会社が協議して、今回の訓練では、泊発電所3号機における一次冷却水喪失事故を想定したところであります。

2項めは、町としてこの原子力防災訓練に対する基本的な考えと今回の事故想定に対する考えについてであります。

原子力防災訓練は、国、北海道、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関が連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上、及び防災意識の高揚を図ることを目的に実施しているところであります。

なお、今回の事故想定は、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した訓練となっており、意義のあるものと考えております。

3項めは、装甲車での物資緊急輸送訓練は再検討が必要と思わないかについてであります。

北海道が主体となり実施した、物資緊急輸送訓練については、避難指示後もやむを得ず屋内退避している施設入所者などへ物資緊急輸送を行うことを想定し、連絡・調整及び緊急輸送が行われたものであります。

なお、今回の訓練では、緊急輸送対応の一部として、自衛隊の装甲車を使用したものであり、実際の災害時においては、必要な人数分の物資を輸送できるよう、輸送車両の確保や輸送方法の調整などについて適切に対応されるものと考えております。

4項めは、避難車両が増え岩内町住民全員避難での除染などは時間がますますかかり、避難が遅れ、被爆の危険性が一気に増えると思うがどのように考えるかについてであります。

避難退域時検査は、北海道が主体となり実施されることになりますが、今回の訓練では、防災関係機関の通常業務に大きな支障のない範囲内での人員で実施されたものであり、また、検査員も、一つずつ手順を確認しながら実施したことから、時間を要したものでありますが、実際の災害時においては円滑な対応が行えるよう、人員確保と検査員の養成などに取り組んでいくものと考えております。

5項めは、避難住民の放射線被ばくの測定では、測定する検査技師や簡易除染する医師や看護師の交代要員が必要になるのではないか。その要員の確保は保証されているのかについてであります。

放射線被ばくの測定や、簡易除染に従事する医師や検査技師などの交代要員については、実施主体となる北海道が、医療機関や自衛隊などの防災関係機関、電力事業者などと連携しながら人員を確保し、適切に対応されるものと考えております。

6項めは、移動先で待機者などの被爆を防げるよう屋内での検査態勢も考慮するべきではないかについてであります。

避難退域時検査については、検査場所となる地域の空間放射線量を適切に把

握して、北海道が会場を設定し実施するものであり、今回の訓練では、倶知安町の空間放射線量は平常値との想定のもとで実施したものであります。

また、実際の災害時においては、様々な事態に対応できるよう、屋内施設を有する場所も含め、25箇所の検査場所候補地の中から、季節や天候など実際の災害時の状況に応じて、適切な場所が選定されることとなっております。

7項めは、20 μ シーベルトの放射線が測定された設定で、バス避難での住民への安定ヨウ素剤の配布・服用はなぜ訓練の中に取り入れられないかについてであります。

今回の訓練では、緊急被ばく医療活動訓練において、UPZの住民避難の際に、原子力規制委員会から服用指示が出されていないとの想定で実施されたためであります。

8項めは、避難集合場所での安定ヨウ素剤の配布・服用を計画している岩内町は、安定ヨウ素剤についてどのように考えているのか。

また、模擬配布や服用訓練はいつ行うのかについてであります。

安定ヨウ素剤の具体的な配布・服用方法については、今後、北海道と岩内町を含むUPZ11町村の協議を踏まえ、北海道より方向性が示されることとなっておりますが、現時点では、町が指定する集合場所において配布・服用する考えであります。

また、UPZにおける安定ヨウ素剤の模擬配布及び服用訓練については、来年度以降の原子力防災訓練において検討がなされると聞いております。

9項めの、研修では放射性ヨウ素の危険性などを話し、研修会内容を改善すべきではないかと、10項めの、町としても研修会で子供たちに緊急時の対応を知らせるべきではないか、11項めの、放射線の影響は軽微というメッセージを与えたような研修内容で町としてはその真意をしっかりと確かめるべきではないか及び12項めの、北海道の家は気密性が高いので安心とはあまりにも安易すぎると思うがいかがかについては、関連がありますので、合わせてお答えします。

原子力防災訓練に併せて実施した東小学校での原子力防災研修会は、小学校4、5、6年生を対象に、放射線というものを理解してもらうことを目的に専門講師からの講義、実習を行ったところであります。

研修内容については、学校との協議により小学生にわかりやすい内容とすることを最優先とし、身の回りの放射線などの具体例を示しながら行いましたが、時間的な制約などにより、放射性ヨウ素の危険性や安定ヨウ素剤の話などについて多くを盛り込めなかったものと考えております。

また、被ばくを低減するための防護対策の一つとして放射線防護施設などのコンクリート建物や気密性が高い建物へ屋内退避をすることも有効であるとされており、研修会において、一般的に道内の家屋については、道外の家屋に比べると建物の構造上、寒さを防ぐために気密性が高くなっており、屋内退避時には有効であるという意味での説明になったものと思われま。

いずれにいたしましても、原子力防災研修会で出された学校からの意見などは、北海道に伝えていることから、今後は、実施方法、実施内容を含め検討がなされるものと考えております。

13項めの、原子力規制委員会に防災指針を改定し、5～30キロ圏も安定ヨウ素剤の配布や服用を行うよう改善を求めるべきについてであります。

安定ヨウ素剤の具体的な配布・服用方法については、原子力規制庁が作成し

ている「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に基づき対応していることから、必要な改正については、国において議論されるべきものと考えております。

14項めの、住民の健康管理の一環として18歳までの「甲状腺基礎データ」の作成に取り組む必要があるのではないのかと、15項めの、検査項目は実際の取り組んでいる福島県健診の検査内容で行ってはどうか、16項めの、検査実施は隔年で健康診断を実施できるよう検討すべきでは、については、関連がありますので、合わせてお答えします。

福島第一原発事故を踏まえ、子どもたちの健康を長期に見守るため、福島県では平成24年4月1日までに生まれた県民を対象として「県民健康調査」甲状腺検査が広域的に実施されております。

この甲状腺検査は、対象者が20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに継続して実施されるなど、長期にわたる調査となり、その間の転入や転出等なども考慮すると、広域的に取り組むべきものであることから、本町での実施については考えていないところであります。

また、検査項目や検査実施の頻度については、専門医による医学的な知見も必要となることから、福島県での実施状況も踏まえると、北海道において検討されるべきものと考えております。

< 再質問 >

安定ヨウ素剤の具体的配布、服用方法については、原子力規制庁が作成している、安定ヨウ素剤の配布、服用にあたってに基づき、対応しているとの答弁ですが、町は、この地方公共団体用の規制庁原子力防災課の解説書をきちんと読み込んでいますか。

岩内町で避難、対比として利用できる施設で、防災計画に指定されている施設は15施設、その内、3カ所の保育所、2カ所の小学校、2カ所の中学校、1カ所の高校が入りますが、安定ヨウ素剤保管場所は、岩内保健所のみです。

解説書では、安定ヨウ素剤配布・服用にあたって原子力規制庁原子力防災課の解説書によりますと、備蓄場所については、緊急時に速やかに取り出し配布が出来るようにする必要があります。さらに、複合災害時に備え、備蓄場所が集中しないよう方策を講じる必要がある。

備蓄について。

学校等ではPAZ外の学校は、校舎や講堂等があり多数の住民を収容できる場合が多いため、避難の際の集合場所等になる可能性が高く、生徒や職員のみならず、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

幼稚園、保育所等では、PAZ外の幼稚園、保育園等は、学校と比較すると小規模の場合が多いが、園庭等が集合場所等に活用できる可能性がある。

また、甲状腺被ばくによる発がん影響への感受性が高い乳幼児がいるため、PAZ外の施設においてもガン剤の安定ヨウ素剤の備蓄の必要性が高い。

また、備蓄に際しては、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

服用訓練についても、緊急時における安定ヨウ素剤の適切な服用のためには、訓練が不可欠である。訓練は、安定ヨウ素剤の服用に関連した訓練を含める等、原子力事業者職員、地方公共団体職員、警察・消防職員、住民といった訓練参加者の誰もが安定ヨウ素剤の服用手順等について習熟できるように行うべきである。

また、訓練の結果を踏まえ、日頃から手順等を見直すことが必要であるとしています。

こうしたことから、規制庁の求めに答えていないと思うが、いかがですか。

また、甲状腺基礎データの作成は考えていないとのことですが、福島原発の事故後の子どもたちの実態からも、岩内町の子どもたちの成長など安心・安全を守るためにも、甲状腺基礎データを町に取り組むよう再度答弁を求めます。

【答 弁】

町 長： 1項目は、安定ヨウ素剤の配布、服用に関する町の対応は、原子力規制庁の求めに答えていないと思うがいかがかについてであります。

避難集合場所での安定ヨウ素剤の配布・服用計画については、原子力規制庁が定めている安定ヨウ素剤の配布・服用にあたって基づき、集合場所での配布を基本としております。

しかしながら、安定ヨウ素剤の保管場所については、北海道と岩内町の協議の中で、集合場所である学校などで保管・管理するより、岩内保健所で保管・管理することが望ましいと判断し、北海道緊急被ばく医療活動実施要領の中で位置づけているところであります。

よって、今後は北海道と岩内町を含むUPZ圏内11町村の協議を踏まえ、安定ヨウ素剤の配布・服用及び保管場所さらには模擬訓練等の方法について、北海道より示される予定となっております。

2項めは、甲状腺基礎データの作成に取り組むべきについてであります。

甲状腺検査については、先ほどご答弁申し上げたとおり、転入や転出などを考慮すると、広域的な対応となるべきであることから、岩内町での実施は考えていないものであります。

< 再々質問 >

原子力発電所事故後の放射線の放出などに含まれる放射性ヨウ素に対する対応は、一刻を争います。

子どもたちの被ばくを防ぐためにも、安定ヨウ素剤の配布、服用訓練は急がれています。

来年度から訓練とのことですが、各小学校、中学校、幼稚園、保育園などに避難施設に配布することが必要であることを強く指摘しておきます。

そして、甲状腺検査は事故があった時、基礎データがなければ泣き寝入りとなり、子どもたちの健康を守ることができません。

町は、子どもたちの命を守るためにも甲状腺検査を行い、基礎データを作成することを強く求めます。

次に、内閣府が2014年に公表した調査結果を基に、北海道新聞社が独自集計した資料では、北海道電力泊原発の半径30キロ圏内にある13町村のうち、大地震発生時などに土砂崩れなどで孤立する可能性のある集落が最大で、7町村の計35カ所、3,330人に上がることが報道されました。

5キロから30キロ圏内で24カ所2,541人、そして、岩内町で孤立する可能性がある集落は1カ所97人だけだったが、泊原発の対岸に位置し原発から直線で9キロと最も近かったとしています。

孤立する箇所に限らず集合場所に移動する事も出来ず、自治体職員も安定ヨウ素剤を配布する事も出来ない複合災害等のことを考え、岩内保健所のみ保管ではなく、避難場所各施設への事前配布などを具体化すべきと指摘しておきます。

2 マイナンバー制度への町の対応について

町では、今通知カードを配り終え、個人番号カードの交付の準備中と思うが、住民にとってデメリットのみと言わざるを得ません。

個人番号の漏えいについて。

自治体では、税の分野で国税通則法や所得税法、社会保障の分野で厚生労働省令や子ども子育て関連では内閣府令で義務づけられ、本人からの提供がなくても地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受け、全てがマイナンバーにひもづけされ管理することになっている。

漏えいをどのように防ぐのか。

番号法第27条では、対象人数10,000人以上10万人未満は基礎項目評価書を作成して、特定個人情報保護委員会へ提出するとして承認は必要としていないのは、漏えい防止のうえで不十分ではないか。

「個人番号カード」を取得しないことで不利益はないと思うが、提出書類などで必ず番号の記載が必要なものはあるか。

事業者では雇用保険事務、健康保険事務、厚生年金保険事務、健康保険による保険給付の支給などの事務があり、民間企業の約9割以上が中小企業で、十分なセキュリティ対策をするのは至難の業と指摘されている。

町としてすべきことは。

国が税金3,000億円かけて導入するこのマイナンバー制度で、国が2011年、技術面について検討する「情報連携基盤技術ワーキンググループ」を設け、委員21人中、民間企業13人が加わり、政府機関発注の70事業862億円、そのうち「ワーキンググループ」に委員を出した9社が発注額の89%を分け合い、18件の事業が随意契約で予定価格の99.98%と談合が疑われます。

その上、行政機関の幹部32人がこの受注した企業6社に天下り。さらに、受注した大手企業4社が自民党の政治資金団体「国民政治協会」に5年間で2億4千万円以上の献金。まさに政、官、財が国民の血税を食い物にしている実態があります。

町は、今議会に戸籍住民基本台帳費185万5千円の補正予算案を提出しています。

住民のニーズがない中でスタートしているこの制度は、住民や町職員にメリットがあるか。そのメリットは。

莫大な税金を使い、今後も費用はかかり続けることが考えられるが、「住基ネット」同様、住民にも自治体にも意味がない制度ではないか。

【答 弁】

町 長： 1項めは、「個人番号の漏えいはどのように防ぐのか」についてであります。

マイナンバー制度では、国が制度面・システム面から様々な安全管理対策を講じております。

制度面では、本人確認措置や、番号法の規定によるものを除く特定個人情報の収集・保管の禁止。特定個人情報保護委員会による監視・監督と罰則の強化。更には情報提供等記録開示システムによる情報提供記録の確認など様々な保護措置が取られております。

また、システム面による対策としては、個人情報の分散管理や、個人番号を直接使わず符号を使った情報連携。アクセス出来る人の制限及び管理。通信の暗号化によるセキュリティ強化などの安全対策が施されております。

なお、仮に個人番号カードの紛失や、ログインIDとパスワードが他人に知られてしまった場合には、地方公共団体情報システム機構が開設する24時間365日対応のコールセンターに連絡し、個人番号カードの停止申請を行う事で、個人情報の流出を防ぐ事が出来ると、国から説明を受けております。

2項めは「番号法第27条では、対象人数1万人以上10万人未満は基礎項目評価書を作成して、特定個人情報保護委員会へ提出するとして承認は必要としていないのは、漏えい防止のうえで不十分ではないか」についてであります。

特定個人情報保護評価については、全ての事務に同一の評価を義務付けるのではなく、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える可能性が高いと考えられる事務について、対象人数、取扱者数、過去の重大事故の発生の有無に基づき、「しきい値判断」を行い、その結果に基づき基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価のいずれかの評価を実施する事が、特定個人情報保護評価指針に定められており、こうした中で安全対策が講じられているものと考えております。

3項めは「提出書類などで必ず番号の記載が必要なものはあるか」についてであります。

すでに各ご家庭に届いております通知カードにはご自身の個人番号が記載されており、今後、必要となる個人番号記載の事務手続きには、その個人番号を記載する事になります。

町に関連する事務と致しましては、平成28年分の確定申告以降、個人番号の記載が求められるようになる他、自治体間での情報連携開始が平成29年7月以降であることから、それ以後の転入・転出の際、個人番号の記載が求められる事があります。

また、民間企業等に勤めている方については、給与支払報告書、源泉徴収票、雇用保険被保険者資格、取得届などに個人番号を記載する必要がある事から、平成28年1月以降、ご家族の個人番号も合わせて、提示を求められる事となります。

4項めは「民間企業が十分なセキュリティ対策をするのは至難の業と指摘されているが、町としてすべきことは」についてであります。

マイナンバー制度の実施により民間企業等では、給与支払調書や各種法定調書などに、従業員の個人番号を記載し各行政機関に提出することとされております。

このため民間企業では、個人番号の取り扱いや、個人情報の漏えい・滅失な

どを防止するため、国が示すガイドラインに沿って、適切な安全管理措置を講ずる責務が求められており、一定の負担が生じるものと考えておりますが、これら安全管理措置に対する施策については、国の責務において行われるべきものと考えております。

5項めは「マイナンバー制度導入によって住民や町職員に具体的なメリットがあるかについて」であります。

マイナンバー制度の整備においては、多額の費用が使われており、国をあげての公共ITインフラ整備であるとのことのご意見もあることは承知しております。

しかしながら、マイナンバー制度は社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤整備を国の法律に基づき全国で実施されるものであります。

これは社会保障・税制度における大きな転換期とも言えます。

これまでは、他市町村へ転出した場合、転入先の自治体において手続きを進める中で、転出地での所得証明書や課税証明書などの提示を求められる事が多々ありましたが、マイナンバーを活用した自治体間の情報連携が開始される事により、住民にとって行政手続きの簡略化が進むだけでなく、行政側にもコスト・時間の短縮がもたらされる事になるものと考えております。

6項めは「住基ネット同様、住民にも自治体にも意味がない制度ではないかについて」であります。

個人番号カードについては、今後、保険証機能の追加や、運転免許証機能の追加などマイナンバー利用範囲の拡大が大きく検討されているとの情報があることも承知しております。

しかしながら利便性とセキュリティは表裏一体であると認識しており、町といたしましても、情報流出に対する不安の解消や、範囲拡大時の混乱の防止などに努めてまいります。

いずれにいたしましても、これまで通り町が保有する町民の皆さまの重要な情報をしっかりと堅持し、全国的に進められている制度面やシステム面での安心・安全な仕組みを取り入れながら、マイナンバー制度導入によって、町民の皆様の利便性が向上するよう適切に対応して参りたいと考えております。

< 再 質 問 >

個人情報の漏れの多くは2つあって、自治体と民間事業からだと考えられます。自治体は本人からの提供がなくても、地方公共団体情報機構から個人番号の提供を受けれることになっていて、そこでは、町のアクセス出来る人の制限及び管理は具体的にはどのように実施するのか。

民間の中小企業者は、マイナンバー制度の適切な安全管理の措置をする責務があるが、消費税や電気料金が引き上げられ、厳しい経営を強いられ、資金に手が回らない状況に追い込まれているのではないか。

そこで、国にこの状況を知らせたり、町として支援できることはあるのでしょうか。

【答 弁】

町 長： 1項めは、個人番号のアクセス制限と管理についてであります。

マイナンバー制度につきましては、自治体ごとの住民基本台帳システムで個人番号を管理しており、個人番号を確認するためのアクセス権限は住民課戸籍担当職員に限定しております。

2項めは民間企業のマイナンバー制度への町の対応についてであります。

民間企業における個人番号の取り扱いや、個人情報の漏えい・滅失などを防止するための安全管理措置については、国の責務において行われるべきものと考えますが、民間事業者に対するマイナンバー制度の支援策については、既に町内でも岩内商工会議所が会員企業向けに勉強会を実施しております。

町といたしましても民間事業者の現状や要望については今後、北海道を通じ国に働きかけるよう努めて参ります。

< 再々 質 問 >

地方公共団体情報システム機構へのアクセス権限は、住民課戸籍担当職員に限定していますが、その担当職員は何人体制で、その担当職員の業務が適正になされるためのチェックはどのようにするのでしょうか。

【答 弁】

町 長： 個人番号のアクセス権限は、住民課戸籍担当職員5名に限定しております。

また、業務内容のチェックについては、新庁舎に導入いたしました端末監視システムにより、誰が・いつ・閲覧したかのデータへのアクセスログ記録が保存されていることから、これをもとに適正な管理に努めて参ります。

3 保育料の軽減こそ少子化対策

国が2015年4月「子ども子育て支援制度」実施に合わせて保育料の算定方法を変更し、子供の人数によって保育料を軽減していた年少扶養控除の「みなし適用」を原則禁止したため、全国で大幅負担増となる保護者が続出し、保育料が上がる現実には保護者の願いや政府が掲げる少子化対策に逆行するものとの声が上がっています。

「子ども子育て支援制度」実施に合わせて保育料の算定方法は、どのような支援制度になったのか。

4月から年少扶養控除の「みなし適用」を原則禁止したことで、岩内町の保育料算定にどのような影響が出たのか。

今回の利用者負担の改定で、実際に保育料が負担増となる世帯数と影響額はどの程度であるのか。

国の自治体向けFAQでは「市町村の判断により、すでに入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とする考え」と一部修正しています。

保育料の負担増になる世帯に対しすでに入園している者が卒園するまでの間に限り年少扶養控除をみなし適用し、保育料の値上げをすべきでないと考えていますが、岩内町では負担増になる世帯をどのように算定したのか。

今回負担増となった入所児は、27年度卒園児が含まれているのか。

保育料は国の示す利用者負担額を基準に各市町村の判断において定めることとなっており、保護者負担を勘案して徴収基準額を設定していると思うが、どの程度の裁量権があるのか。

国定基準額の何%を基本に設定を行っているのか。

岩内町の保育料徴収基準額は、国定基準に合わせて8階層区分としているが、若い子育て世帯の区分では市町村民税非課税世帯の第2階層や第3階層が多いと思われるが区分ごとの入所児数は。

倶知安町では、第2階層の3歳未満児は国基準9,000円の50%、4,500円。

3歳以上児国基準6,000円の50%、3,000円です。

岩内町は、第2階層の3歳未満児国基準の88%、8,000円。

3歳以上児国基準の83%、5,000円。

第3階層所得割の額が48,600円世帯で国基準19,500円の87%、17,000円。

3歳以上児16,500円の84%、14,000円です。

倶知安町は第3階層・3歳未満は児国基準の60%、11,700円。

3歳以上児は国基準の60%、9,900円と低所得の子育て世帯に配慮した裁量権で料金設定をしています。

保育料徴収基準額は非課税世帯や課税世帯で低所得世帯など、こうした子育て世帯の収入・所得に配慮した料金設定になっているのか。

町は子ども子育て支援を考慮していると思うが、保育料金設定に対する考え方は。

保育所に入所することができる者は、小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則第1条各号のいずれかに該当し、子

ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の規定により家庭において必要な保育を受けることが困難であると認定を受けたものとする規定しています。

また、保育の必要性の認定事由について。

子ども・子育て支援法施行規則第1条で、

- (1) 1月につき48時間から64時間の範囲内で町村が別に定める時間以上労働することを常態としている。
- (2) 妊娠中または出産後間もない。
- (3) 病気やけが、または心身に障害を有している。
- (4) 同居または長期入院等の親族を常時介護あるいは看護している。
- (5) 震災、風水害、火災その他災害の復旧にあたっている。
- (6) 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている。
- (7) 学校に在学している、または職業能力開発施設において行う職業訓練を受けている。
- (8) 虐待やDVのおそれがある。
- (9) 育児休業取得時に、既に保育所・保育園を利用している兄弟がいて継続利用が必要。
- (10) その他、上記に類する状態として市町村長が認める場合とありますが、制度改定で保育の必要性の認定事由の対象外になった入所児はいますか。

保育の必要性の認定に係る就労の最低必要時間（下限時間）については、1月48時間から64時間までの範囲内で、地域の就労実態等を考慮して市町村が定めることとされていますが、岩内町での最低必要時間はどのようになっていますか。

経過措置によって現に保育所を利用している児童には、利用可能な措置を取る事が出来る様に国は自治体向けFAQで対応しています。

子どもが多いほど保育料が上がる現実、保護者の願いや国が掲げる少子化対策にも逆行するものです。

保育料の階層区分別基準料金の見直しや、第2第3区分世帯への見直しによる引下げを進める事が少子化対策を進める子ども子育て支援になると思いますが、所見を伺います。

【答 弁】

町 長： 1項めは、子ども子育て支援制度の実施によって保育料の算定方法はどのようになったのかについてであります。

新たな子ども・子育て支援制度については、保育認定が「標準時間保育」と「短時間保育」の2つに区分され、それぞれの区分ごとに保育料を設定すること、また、階層区分の判断基準が、これまでの所得税額から、町民税所得割額を基準とするものに変更されたことが主な改正点であります。

2項めは、年少扶養控除の「みなし適用」を原則禁止にしたことによる、保育料算定上の影響についてであります。

年少扶養控除については、平成22年の税制改正による廃止後も、引き続き、保育料の算定に「みなし控除」として適用してきたところであります。

したがいまして、みなし適用の廃止に伴う算定上の影響については、システムの改修が必要になったことの他は、事務処理上で、みなし控除の再計算作業が不要になるなど、算定事務が全般的に軽減されたことなどであります。

3項めは、今回の利用者負担の改定で、保育料負担増となる世帯数と影響額についてであります。

保育料の算定方法の改正により、保育料が増額した世帯は、4世帯であり、影響額は、それぞれ月額1万円から2万円の範囲の負担増であります。

4項めは、国では、保育料の負担増になる世帯は、卒園するまでの間、年少扶養控除の「みなし適用」をすべきとしているが、岩内町は負担増になる世帯をどのように算定したのかについてであります。

保育料については、利用者負担額や保育所運営費、臨時的費用等を可能な限り想定しながら積算しており、新制度における国の算定基準及び階層設定が、所得水準や年少扶養控除の廃止を踏まえたものであること、かつ、改正の前後で極力、中立性が保たれるように制度設計したものであることから、基本的には国の考えに沿うことが、利用者の公正・公平性の確保に繋がるものと考え、保育料を設定したものであります。

なお、国の自治体向けQ&Aにおける、年少扶養控除の「みなし適用」については、『市町村の判断により現行と同様の取扱いも可能である。』との見解であり、市町村に対し、『年少扶養控除のみなし適用をすべき』とした内容ではありません。

5項めは、今回、負担増になった入所児は、平成27年度の卒園児が含まれているのかについてであります。

平成27年度末をもって卒園する児童は、2名含まれております。

6項めは、市町村が保育料の徴収基準額を定めることとなっているが、どの程度の裁量権なのか、また、国基準額の何%を基本に設定を行っているのかについてであります。

保育料の徴収基準額については、子ども・子育て支援法の規定により、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされており、政令の基準に沿って額の設定を行ったところであります。

また、国基準額に対する割合は、各階層を合わせた平均が、標準時間保育では約83%、短時間保育では約82%の設定となっております。

7項めは、保育料の各階層区分ごとの入所児数についてであります。

平成27年4月においては、第1階層が「13件」、第2階層が「29件」、第3階層が「28件」、第4階層が「37件」、第5階層が「19件」、第6階

層が「14件」、第7階層及び第8階層については、「0件」であります。

8項めの、保育料徴収基準額は、子育て世帯への収入・所得に配慮した料金設定になっているのかについてと、9項めの、保育料金設定に対する考え方については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

各階層区分の全体に占める割合は、前項のとおり、町民税非課税世帯の第1・第2階層が「約30%」、比較的高収入である第7・第8階層が「0%」、残りの「約70%」は、第3から第5階層であり、中間階層に集中している状況にあります。

新制度開始に伴う料金設定については、各階層の割合、近隣町村の動向、利用者及び保育所運営への影響のほか、保護者の所得状況や都市部との所得格差などを勘案し、国基準額との比較等を行ったところであり、国の「賃金構造基本調査」の結果等も活用する中で、総合的に検討し、保育料の設定を行ったものであります。

また、ひとり親世帯や障がい者世帯など、いわゆる低所得者対策については、第2・第3階層における負担軽減措置の規定を設けたところであり、本階層の4割以上が負担額「0」となっております。

10項めの、保育の必要性の認定事由の対象外になった入所児はいるのかと、11項めの、岩内町における保育の必要性に係る就労の最低必要時間については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

保育の必要性の認定要件である「保護者の就労時間」については、内閣府令に範囲が規定されており、町としては、児童の様々な家庭環境に対応するため、規定の最低就労時間である「48時間」で設定しております。

この制度改正により、継続入所児童のうち、3名がこの基準を下回る見込みであったことから、制度移行の影響を最小限にとどめるため、卒園までの経過措置を設けた結果、認定対象外となった児童は「なし」となっております。

12項めは、第2・第3区分世帯への見直しによる引き下げを進めることが、少子化対策を進める子育て支援になると思うが、それに対する所見はについてであります。

新たな子ども・子育て支援制度のスタートにより、各自治体の役割や責任の重要性が増しており、国が示す子ども・子育て支援事業と保育所運営を効果的に融合させながら、子育て支援を行っていく必要があると考えております。

これまでも、保育料や最低就労時間の設定、延長保育の制度化、要支援児の保育体制の充実など、積極的に子育て支援を行ってきたところであり、多子世帯対策や保育体制全体のあり方について、少子化対策に一層、直結する効果的な施策を模索しながら、地域の実情に応じた先駆的な取り組みを実践できるよう、鋭意努力してまいります。

以上。

< 再 質 問 >

年少扶養控除のみなし適用とすべきとした内容ではありませんとのことですが、自治体向けFAQは経過措置によって、現に保育所を利用している児童に、利用可能な措置をすることができるように考えていることからのFAQではないのですか。

町の最低就労時間48時間で、設定3名が下回っても、経過措置でのFAQ適用したことで認定対象外とならなかったのではないのですか。

国基準の82%から83%の設定ですが、利用階層の多いところを思いきり倶知安町のように50%、60%にして子育て世代を応援すべきではないのか。

【答 弁】

町 長： 1項めは、自治体向けのFAQは、『経過措置によって、現に保育所を利用している児童に、利用可能な措置を取ることができる』としていることから、岩内町も、のみなし適用をすべきではないかについてであります。

新制度が、所得水準や年少扶養控除の廃止を踏まえたものであること、かつ、改正前後で中立性が保たれるように、制度設計したものであることから、こうした国の考えに沿って保育料を設定したものであり、これによる影響として、保育料の減額となった世帯も生ずるなど、利用者の公正・公平性の確保に繋がっているものと考えるものであります。

2項めは、最低就労時間を48時間に設定したことに伴う、認定対象外3名に対する経過措置についてであります。

町の取扱いといたしましては、制度移行の影響を最小限にとどめるため、FAQや国の通知に基づき、経過措置の規定を設けたものであり、3名が経過措置に該当したものであります。

3項めは、保育料の徴収基準額において、利用の多い階層を軽減し、子育て世帯を応援すべきではないかについてであります。

利用の多い第3階層も含め、ひとり親世帯や障害者世帯といった低所得者世帯に対する負担軽減措置を設けるなど、子育て支援を積極的に行っているところであり、少子化対策に一層取り組んで参ります。

以上。

< 再々質問 >

国の考えに沿って、保育料を設定したとのことですが、保育料は各自治体の裁量権で設定が行われ、岩内町では82%から83%としています。

設定基準は、各階層全体に80%台であり、いかにももっと低い階層があるかのように聞こえますが、特にどの階層を自治体の裁量で低く設定しているのですか。

次に、階層で公平性を守るということで、各階層とも約80%で設定しているのではありませんか。

この設定は、公平とは言えないと思いますがいかがですか。

【答 弁】

町 長： 1項めは、保育料の階層区分のうち、国基準と比較してどの階層を低く設定しているのか、についてであります。

国基準と比較して、最も低く設定している階層は、短時間保育の第8階層であり、次に低いのが、標準時間保育の第8階層、次に低いのが、短時間保育の第2階層であります。

2項めは、各階層で公平性を守るため、各階層とも約80%で設定しているのかについてであります。

標準的なものとして、ひとつの目安とするよう、約80%を設定しているところであります。

4 町の義務教育への施策について

国際社会における日本の教育行政についてみると、

①「子どもの学習費」は「高校無償化」の効果で、高校段階では減少したが、それ以外ではほとんど変わらず保護者の収入が減る中、教育費が家計を圧迫し、学生自身の「借金」となる奨学金を増やさざるを得ない状況である。

②公財政教育支出の対GDP比3.6%で、OECD加盟国中最下位、「OECD諸国並みを目指すを参考として」に後退している。

③世界的に「高校無償化」は常識であるが、2014年度から「高校無償化」に所得制限を導入して受益者負担に後退している。

④少人数学級の前進は国が責任を持って推進するのではなく、市町村の選択に委ね、適正配置のもと統廃合を進めている。

⑤教職員は長時間で、過密な労働と管理統制の強化で心身の健康を損なっている。このような状況で、子どもたちに豊かで行き届いた教育を保障するには、国の教育行政の早急な改革が求められているところです。

町においては、文部科学省による平成19年度から行われている全国学力・学習状況調査について。

結果についてはどのような傾向があるか。学力と学習状況について。

その傾向に対してどのような対策をたて、どのような実践をし、その効果は。毎年このテストをする意義はどこにあるか。

町の人口の推移をみると、1960年0歳～14歳8,856人以来減少し、2010年では同年齢で1,667人となり、2015年の小・中学校の児童数、生徒数は895人となっていますが、昨年、適正配置のもと、東小学校と西小学校の2校に統廃合したが、児童にとっては以前より教育環境が良くなったか。

児童・生徒数の減少は、多くの保護者と教職員が望む少人数学級が作れる機会です。

児童・生徒一人ひとりと向き合い、確かな学力の定着と向上のために、町は新たに予算をたて、ふさわしい人材を確保して取り組む事が必要ではないか。

小学校、中学校の図書室には学校ごとに図書司書を配属して、児童、生徒の興味を起し読書が生活習慣になるまで取り組んではどうか。

就学援助について。

数年前から生活保護費が最大10%削減され、それを基準に就学援助が受けられる世帯を連動させている自治体もあります。

そこで、町の就学援助を受ける準要保護世帯のその基準について。

その児童・生徒数の割合は。

就学援助の手続きの周知について。

ひとり親家庭が若年層に増加傾向があり、学童保育制度もあるが、今年4月に施行された生活困窮者自立支援法では、子どもの学習支援を自治体が行い、国が50%補助するとしているので、無料塾などで学力向上に取り組み、相談や支援体制が急がれているのではないか。

児童・生徒が病気ややむをえず休んで受けられなかった授業はどのように対応していますか。

不登校の児童・生徒への取り組みについて、現在小学生、中学生で不登校は何人か。

不登校の理由と特徴について、不登校の児童・生徒への取り組みは。

不登校にならないためへの取り組みは。

日本国憲法第26条すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。

義務教育は、これを無償とするとしているが、現状はこれとは大きく後退している。

そこで、子どもたちの未来を経済的理由で奪うことがないように、奨学金の貸付を給付に、学校給食を無料に、中学生まで医療費を無料にするなど、自治体として実施できるところから取り組むべきではないか。

以上、答弁を求めます。

【答 弁】

教育長： 1項めは、「学力学習状況調査の結果について、どのような傾向があるか」についてであります。

平成27年度に行われた、学力学習状況調査結果の教科に関する調査結果では、総体的に全国の平均正答率より低く、中でも算数・数学においては、顕著に低い傾向でありました。

また、質問紙の調査結果としては、1日のテレビ及びゲームの時間が、全国・全道より長い児童生徒が多いという傾向がでております。

2項めは、「学力学習状況調査の傾向に対してどのような対策を立て、どのような実践をし、その効果は」についてであります。

本年度については大型テレビ・実物投影機などを配置し、わかりやすい授業を推進することにより、学習意欲の向上に努めているところであります。

また、支援員を配置することにより、複数態勢による、きめ細やかな指導の充実を図っているところでありますが、今後は、さらなる支援員等の増加について、関連する担当と協議・検討をしてまいります。

また、学校・家庭・地域が連携する中で、生活習慣の改善に取り組んでまいります。

3項めは、「毎年学力学習状況調査を実施する意義はどこにあるのか」についてであります。

児童生徒の将来を考え、学習意欲の向上につながる教育施策を推進するためには、学習の到達度や理解度、生活の諸側面等に関する、情報・課題を明確にした上で、方向性を検討し、課題解決を進めることが必要であると考えております。

こうしたことから、児童生徒に関する学力の他、質問紙調査による生活面の把握ができる、学力学習状況調査を実施することは、重要であると考えております。

4項めは、「東小学校と西小学校の2校に統廃合したが、児童にとっては以前より教育環境が良くなったか」についてであります。

岩内町立小学校の統廃合につきましては、学校規模の適正化に基づき実施したところであります。

統廃合の結果、児童数が大幅に増加したことにより、児童が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことで、各個人の能力を伸ばしていくことができるものと考えていることから、児童の教育環境は以前より改善されたものと考えております。

5項めは、「児童生徒の減少は少人数学級が作れる機会であることから、児童・生徒一人ひとりと向き合い、確かな学力の定着と向上のために、町は新たに予算をたて、ふさわしい人材を確保して取り組むことが必要ではないか」についてであります。

小学校の学級編成に係る児童数の基準は、公立義務教育諸学校の学級編制に関する法律及び北海道教育庁の独自事業の少人数学級実践研究事業により規定・実施されております。

また、教育委員会及び後志教育局・学校が連携し、教職員の増加や支援員の配置により、複数教員による指導を実施し、教育体制の充実に努めているところであります。

6項めは、「小学校、中学校の図書室には学校ごとに図書司書を配属して、

児童・生徒の興味を起し読書が生活習慣になるまで取り組んではどうか」についてであります。

学校図書については学校図書館法において、12学級以上の学校には、学校図書館の専門的職務を行う司書教諭を配置すること。

また、学校司書については配置するように努めると規定されております。

こうした中、町では、12学級以上の学校に司書教諭を配置し、12学級以下の学校では一般教諭が指導管理にあたっているところであります。

また、各学校では読書活動は言葉を学びながら感性を磨き、表現力や創造力を高める上で欠くことができないものであることから、学校それぞれが朝読書や一斉読書の時間を設け、読書活動の推進に取り組んでいるところであり、今後これら活動について推進するよう指導してまいります。

7項めは、「町の就学援助を受ける準要保護世帯のその基準」についてであります。

準要保護世帯の認定基準につきましては、前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止、または、廃止を受けた者、市町村税非課税又は減免された者、固定資産税が減免された者、国民健康保険税が減免又は徴収の猶予をされた者、児童扶養手当の受給者となっております。

また、その他として、年間収入額が少なく経済的に困窮している世帯も該当となり、この収入額基準は、生活保護基準で算定される最低生活費の1.2倍未満の世帯が対象となっております。

なお、生活保護基準につきましては、支給対象者への影響が生じることのないよう、旧生活保護基準を適用しております。

8項めは、「就学援助を受ける児童・生徒数の割合は」についてであります。小学校の児童数に対する準要保護認定児童数の割合は19%、中学校の生徒数に対する準要保護認定児童数の割合は23%であります。

9項めは、「就学援助の手続きの周知」についてであります。

新入学児童の保護者には10月に実施する就学時健診時の、保護者説明会の場において周知しているところであります。

また、在学中の児童生徒の保護者については、毎年2月に文書で周知しております。

10項めは、「生活困窮自立支援法では、子どもの学習支援を自治体が行い、国が50%補助するとしているので、無料塾などで学力向上に取り組み、相談や支援態勢が急がれているのではないか」についてであります。

教育委員会といたしましては、長期休業中の学習支援やICT機器の導入、支援員の配置などを行っており今後もこれらの事業を推進するとともに、学校との連携を密にする中で、個々の事案に対応してまいります。

11項めは、「児童・生徒がやむを得ず休んで受けられなかった授業はどのように対応していますか」についてであります。

授業を欠席した児童生徒につきましては、必要に応じて、資料の配付や放課後学習の実施など、学習進度に遅れが出ないように、配意しているところであります。

12項めは、「不登校の児童生徒は現在、小学生・中学生では何人か」についてであります。

11月末現在、小学校3名、中学校9名で合計12名であります。

13項めは、「不登校の理由と特徴」についてであります。

不登校の主な理由といたしましては、家庭環境によるもの、体調不良、勉強を怠け学校に行かないなどとなっております。

また、不登校の特徴といたしましては、子育ての放任や昼夜逆転による生活リズムの乱れなど、保護者の無関心によるケースが多く見受けられております。

14項めは、「不登校への取り組みは」についてであります。

学級担任を中心として学年主任等が連携し、電話連絡や家庭訪問による面談や教育委員会と連携を図り、スクールカウンセラーを活用するなど、個々に応じた取り組みを進めております。

15項めは、「不登校へならないための取り組みは」についてであります。

学校では児童生徒を対象とした、学校生活における児童生徒の満足度等を測定するアンケートを活用し、支援が必要な児童生徒の早期発見、早期対応に努めております。

また、毎年6月にスクールカウンセラーによる教育相談の実施に関する周知や中一ギャップ問題解消に向けた小中学校の連携強化などの取り組みを行い、不登校の早期対応・未然防止に努めているところであります。

16項めは、「子どもたちの未来を経済的理由で奪うことがないように、自治体として実施できることから取り組むべきではないのか」についてであります。

子ども達の将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、夢を持って成長していくことは、大変重要なことでもあります。

教育委員会といたしましても、各種施策を実施しているところでありますが、今後におきましても学校・家庭・地域など、各関係団体と連携しながら、教育支援について検討してまいります。

< 再 質 問 >

学力、学習状況調査結果の傾向についての対策として、わかりやすい事業で学習意欲を高め、支援員の配置できめ細やかな指導を図っているが、今後は更なる支援員等の増加を協議、検討としているのは効果はまだ目に見えないようには出ていないということですか。

また、他にもやれる対策も考えるべきではないのですか。

次に、学校図書については、学校図書館法において、12学級以上の学校には図書教諭を配置とすることとしていますが、12学級未満にあっても図書教諭を配置し、重点的に取り組むことは必ず学力向上に寄与することだと考えるが、取り組む考えはあるのか。

以上です。以上、答弁を求めます。

【答 弁】

教育長： 1項めは、「学力学習状況調査の結果」についてであります。

支援員の配置により、複数体制の指導を実施してきたところであり、効果については、きめ細やかな指導により徐々に表れてきているものと考えております。

今後におきましては、更なる支援員の配置により、学力の向上に向け、取り組んでまいります。

なお、学力の向上には、複合的な対策が必要なことから、今後におきましても様々な対策を検討してまいります。

2項めは、「学校図書」についてであります。

12学級未満の学校図書については現在、一般教諭が兼任し、図書整理及び図書利用活動の向上に努めているところであります。

今後につきましては、学校図書の充実に向けて、後志教育局、学校と連携を図りながら検討してまいります。

< 再々 質 問 >

学校図書については、それぞれの学校図書においては、不用額を出さずに充実することに努めると同時に、12学級未満であっても、一般教諭が兼任ではなく、専任体制を取るべきとの考えはありますか。

【答 弁】

教育長： 学校図書については、現在、専任体制については考えておりませんが、今後につきましては、学校図書の充実に向けて、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。